

## 「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和2年〇月〇日  
環境省水・大気環境局  
土壌環境課農薬環境管理室

### 1. 意見募集の概要

#### (1) 意見募集の対象農薬

オキサゾスルフィル及びカルバリル（NAC）

#### (2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

#### (3) 意見募集期間

令和2年6月6日（土）～ 令和2年7月5日（日）

#### (4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

#### (5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

### 2. 意見募集の結果

#### (1) 御意見提出者数

- ・ 封書によるもの 0通
- ・ ファックスによるもの 0通
- ・ 電子メールによるもの 1通

#### (2) 御意見の延べ総数 2件

#### (3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方 別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>オキサゾスルフィルは作用機序が不明な殺虫剤であり、それが人体にどのようなリスクを及ぼすか不明瞭な中で、許容するのは疑問です。</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって公共用水域の水質の汚濁が生じ、人畜に被害を生じるおそれがない濃度として、食品安全委員会の食品健康影響評価において結論されたADIを基に設定されており、農薬の使用に伴い予測される人畜へのばく露量が基準を上回る場合には、農林水産大臣はその農薬の登録を拒否しなければならないこととされています。</p>
2	<p>カルバリル(NAC)は使用目的・対象が制限されている危険な薬剤です。この農薬の摂取基準は無毒性量の設定が出来なかった(=それくらい危険?)ため、最小毒性量の14.7mg/kg体重/日を安全係数2000で除して計算されています。通常安全係数は100ですが、2000にした理由は「種差10、個体差10、最小毒性量に基づくことによる追加係数2、最小毒性量で腫瘍性病変が認められたことによる追加係数10」とのことですが、腫瘍性病変が認められてるんなら、使用を禁止し、残留も認めないのが当然だと考えられます。</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって公共用水域の水質の汚濁が生じ、人畜に被害を生じるおそれがない濃度として、食品安全委員会の食品健康影響評価において結論されたADIを基に設定されており、農薬の使用に伴い予測される人畜へのばく露量が基準を上回る場合には、農林水産大臣はその農薬の登録を拒否しなければならないこととされています。</p> <p>評価内容に関していただいた御意見につきましては、食品安全委員会に情報提供いたします。</p>